

研究



フランスの道路行政 (五)

武 若 時 一 郎

第六節 交通路違警罪

第一款 交通路違警罪を構成する行爲及

び管轄權

二九五 交通路違警罪 *contraventions de voirie* とし、
のは公物の保全を危くし、又は適法に供用せられた使用を
害する行爲である。次の四種に大別することが出来る。

(1) 掠取 *antéicipation* —— 公物の保有を害する一切の侵
奪 *impitoyement* 又は企業を含む。(2) 損傷 *dégradation*

—— 損害を生ぜしむる一切の行爲、及び時としては、單に公
物又はその附屬物に損害を生ぜしむる虞あるものを含む。

(3) 公物の保全を確保する爲又は保護地帯 *zone protect-*
rice に附屬する工作物を施設する爲の公用地役 *servitude*
publique の不遵守。(4) 交通の安全及び利便を確
保すること等を目的とする警察規則の不遵守。

二九六 違警罪を分つて、大交通路違警罪 *contravention*
de grande voirie 及び小交通路違警罪 *contravention de*
petite voirie とすることもあるが、この區別は道路自體の區

分に對應するものではない。小交通路に編入されてゐる道路に於て犯した違警罪は總て違警罪裁判所（前出四八參照）の管轄に屬する小交通路違警罪ではあるが、大交通路の附屬物に付て犯した違警罪の總てが縣參事會（前出六八參照）の管轄に屬する大交通路違警罪であるといふことは出來ないのである。

二九七 共和國領土の區分及び行政に關する革命曆第八年雨月二八日法は、違警罪の處罰を除くの外、大交通路に關する事件の審理を縣參事會の權限に屬せしめた。大交通路違警罪に關する革命曆第一〇年花月二九日法は、次の様な規定に依つてその權限を擴張した。大道 *sur des routes*、

並木、側溝其ノ他ノ工作物及び其ノ維持ノ用ニ供スル材料（中略）ニ對スル侵奪、肥料其ノ他ノ物ノ保藏及び各種ノ毀損ノ如キ大交通路ニ關スル違警罪ハ行政廳ニ於テ其ノ取調、處罰及び起訴ヲ爲スベシ（第一條）。

二九八 革命曆第一〇年の法律に掲げられた所は制限的列舉ではないが判例は本法が如何なる違警罪でも凡そ大交

通路の附屬物に對して犯されたものに付ては、絶對的且つ一般的權限を縣參事會に賦與したものだとは解釋してゐない。縣參事會の權限は特に借奪及び毀損、即ち公物の不正の占用取得又は公物に及ぼしたる損害を内容とする一切の行爲に適用されるが、擴張解釋に依り、公物の保全の爲に定められた規定に對する違反に付ても適用されるのである。道路を通行する者の安全を確保する爲に設けた規則に對する違反は、例外的場合にのみ大交通路違警罪を構成するに過ぎないのであつて、多くの場合は、違警罪裁判所に於て審理さるべき單純なる違警罪となる。

二九九 大交通路違警罪を構成するものと認められる行爲の中、先づ（一）掠取 *antéripation* 又は僭奪 *usurpation* を擧げることが出来る（一七三一年八月四日參議院令、一七八一年七月一七日パリ財務局條例）。沿道者又は總ての者に對し、道路に屬する土地を耕作し（一七二二年六月一七日、一七三一年八月四日參議院令、前出一七八一年七月一七日パリ財務局條例）、道路の路面に穴、堀を穿ち又は之を

掘返し（一七二二年六月一七日參議院令、一七七四年八月二日、一七八一年七月一七日パリ財務局條例）、道路の鋪石を取去り（一七八一年七月一七日條例）、道路の側溝を埋立て（一七二二年六月一七日、一七三一年八月四日參議院令）、路面及び鋪道の下に洞穴（一六〇七年一二月勅令）又は水路を掘鑿し（一七七四年八月二日パリ財務局條例）、道路の堤塘及び斜面（一七三一年八月四日參議院令）又は標石を破壊し（一七三二年八月四日參議院令、一七七四年八月二日、一七八一年七月一七日パリ財務局條例）、路面に許可なくして樹木を植栽する（一七二二年六月一七日、一七三一年八月四日參議院令）ことを禁止してゐるのは、この權原に基づくのである。

判例は公物上に於て特定の工事を爲す許可の區域を超え（一九〇四年五月二〇日參事院）又は道路占用許可に依りて公物上に施行したる工作物をこの許可の取消後も之を維持する行爲、（一九〇四年一二月二三日參事院）道路の上空に電線を架設する行爲（一九〇三年一月三〇日參事院）、

許可なくして歩道を築造する行爲（一九〇三年一二月二六日參事院）又は附せられたる條件に従ひ之を設けざる事實（一九〇〇年八月三日參事院）、沿道者が許可なくして道路の側溝に堰堤を設け、道路の水を自然の流路より迂回せしめ、自己の土地に注流せしめる行爲（一九〇二年一二月一三日參事院）は掠取を構成するものと認めてゐる。

三〇〇 (二) 道路又はその附屬物に損傷を與へ又は與ふる處ある一切の行爲も亦大交通路違警罪を構成する。例へば、道路の路肩に家畜を放つが如き行爲も、假令現實に損傷を生ぜしめなくともこの種の違警罪となる。道路に植栽したる樹木の損傷又は毀損（一七七四年八月二日財務局條例）道路方向標 poteaux indicateurs の破壊（一六六九年八月條例）、道路に損害を及ぼす様な方法に依る雨水の排出（一六〇七年一二月勅令）、道路の水が沿道の土地に自由に流出することの妨害（一七八一年七月一七日パリ財務局條例、一八九八年一二月二日、一九〇一年七月二六日參事院）、許可なくして、道路を損傷する處ある水又は排泄物を

大交通路に屬する道路の地下に存する下水渠に排出する行爲（一八八三年一月二十六日、一八八七年二月二十八日參事院）の如きも亦同様である。

三〇一（二）沿道者が建築線に關する規則に對して爲したる違反行爲 例へば後退地役を課せられた不動産の前面の牆壁に對し、許可なくして爲したる堅牢工事の施行、建築線内に於ても、行政廳に建築許可の申請を爲さずして建築したる行爲（一六〇七年二月勅令、一六九三年一月一日宣言、一七六五年二月二七日參事院令、一七八一年七月一七日パリ財務局條例、一七八三年四月一〇日宣言）、規則に定められたる距離を置かずして植栽したる行爲、許可の區域を超えたる行爲（一八九八年四月一日參事院）の如きも同じく違警罪となる。

三〇二（四）最後に、一七八九年以前の交通規則に依つて禁止された左の行爲は、特に交通の取締及び通行人の安全に關するものであるが、猶ほ大交通路違警罪となるのである。建築材料、取毀物、塵芥、動物の屍骸その他の物

の放置に依る道路の妨害（一六〇七年二月勅令、一七二一年六月一七日、一七三一年八月四日、一七八一年七月七日參事院令）、規則に定められた間隔を置かずして洞穴又は暗渠の掘鑿（一七四一年三月一四日參事院令、一七八一年七月一七日パリ財務局條例、一八八〇年七月二七日法施行令）等が即ち之である。

三〇三 然し次の行爲は、大交通路の附屬物に付て發生した場合と雖も、單純なる違警罪と認められ、通常裁判所の管轄に屬する。崩壞の虞ある建築物の修繕又は取毀の命令に對する違反（一八九八年六月二一日法）、道路上に開かれる鐵戸を設けたる行爲（一八五二年二月二二日參事院）、桶及び溝石に依つて雨水を溝に導くべきことを命じたる縣令の違反（一九〇二年五月九日參事院）、沿道の土地に植栽したる樹木の枝下執行の拒否（一八六一年八月六日參事院）、道路に物を置き又は道路を掘鑿したる場合に於ける點燈の缺如（一八六五年六月二八日參事院）。

三〇四 パリに於ては、街路は總て大交通路に屬してゐ

て、公物の保有を害する企業を構成する行爲又は損傷行爲は交通路違警罪となつてゐる。然し沿道の建築物に關し交通路規則を以つて定めたる各種の禁止事項に付ては、區別して考へる必要がある。基準線指定（パリの街路に關する

一八五二年三月二六日令）、固定突出部、家屋の高さ（パリ市に於ける建物の高さ及び突出部に關する一九〇二年八月一三日令）、家屋正面の定期的清潔法（パリの街路に關する一八五二年三月二六日令）、板仕切に依る建物（道路奉行の權限、交通路に關する管轄權、道路の取締等に關する一六〇七年二月勅令、一六九三年六月一六日宣言、一八九七年七月二三日參事院）、破風造の尖頭（一六六七年八月一八日條例）に關する規則の違反は、交通路違警罪を構成する。

三〇五 之に反して、街路名及び戸番を記載した掲示板の維持、建築せむとする家屋の斷面圖及び設計の事前的提出（パリの街路に關する一八五二年三月二六日令）可動突出部（パリ市に於ける建築物の高さ及び突出部に關する一九〇二年八月一三日令）、雨水及び家事下水（一八五二年三

月二六日令）又は排泄物の排出の爲にする不動産と下水渠との聯絡（パリ及びセイヌ縣の衛生に關する一八九四年七月一日法）に關する規則の違反は、單純なる違警罪を構成し交通路違警罪とはならないのである。

三〇六 小交通路の附屬物に付ては、刑法第四百一條及び第四百九條、並に一八七〇年二月六日及び一八八三年一月三日の市町村道及び里道に關する規則に依つて、違警罪が列擧されてゐる。即ち刑法第四百一條第四號及び第五號は通行の自由又は安全を阻害する材料その他の物を置きて道路を妨害したる者、街路及び廣場を掘鑿し又は之に材料を置きたる場合に於て法令の規定に違背して點燈を怠りたる者、小交通路に關する規則若くは命令の履行、又は崩壞の虞ある建物の修繕又は取除に關し行政廳の發したる戒告の遵由を怠り又は拒否したる者を罰し、同條第一五號は行政廳の定めたる規則に違背したる者、並に司法組織に關する一七九〇年八月一六日乃至二四日法第一一編第三條及び第四條、市町村警察組織に關する一七九一年七月一九日

乃至二日法第一編第四六條に依り市町村行政廳の發したる規則又は命令に従はざる者を處罰する。

三〇七 刑法第四七九條第一一號及び第一二號は、方法の如何を問はず、道路を損壞し又はその幅員を僭奪したる者、正當に許可を受けずして、道路の芝草又は土石を採取したる者を罰する。

三〇八 市町村道及び里道の保存の爲知事の定むる規則（之は一八七〇年一月二日及び一八八三年一月三日の準則に従ふことを要する）は違警罪を構成すべき禁止行爲を列擧することになつてゐる。

三〇九 交通路違警罪が成立するためには、公物に與へた侵害が犯人の自由意思に基くものたることを要せず、具體的事實あるを以つて足りる。

三一〇 刑法は單に國縣道、その間道及び橋梁その他の工作物、下水渠、並木、點燈裝置、標識、並に道路の維持に充つる材料に對して直接に行はれた行爲に適用されるのみならず、道路の區域外の沿道土地に於て爲したる行爲と

雖も、公物に損害を及ぼすに至つたものに適用される（一八九四年一月二日參事院）。例へば、土地所有者がその土地に於て爲したる工事に依つて、水を道路に逆流せしむるに至つた場合の如き之である。

三一一 市町村道に關して適用される判例に依れば編入行爲が道路に一定の幅員を附與したるも、行政廳の認可を得たる圖面に依つて別段區域も道路敷も決定してゐない場合には、僭奪行爲は成立しないことになつてゐる（一九〇三年一月二七日參事院）。

第二款 大交通路違警罪の起訴

第一項 檢證及び調書

三一二 大交通路違警罪に付ては、市町村長及び助役、道路技師、道路監督、土木工夫監督、土木工夫、警察官、憲兵、田園看守等が競合して犯罪捜査の任に當る（大交通路違警罪に關する革命曆第一〇年花月二九日法、道路の新設及び修繕に關する一八一一年一月二日一六日令）。市街地内に於ける國道の間道に付ては、調書作成の權限を有する者

は市町村當局のみに限らず、土木工夫主任の調製した調書 *procès verbal* も有効である(一九〇〇年一月一六日参事院)。市町村の道路吏員は、市街地内に於て、大交通市町村道に對して爲したる交通路違警罪を検證する資格を有してゐる(一九〇二年五月三一日破毀院刑事部)。之に反して市町村の道路助手 *apparaieur voyer* は調書作成の資格を有してゐない(一八九八年一月一八日参事院)。大交通路違警罪を検證する責任を有する官吏又は吏員は、自己が職務を執行する縣の知事又は治安判事の面前に於て、豫め宣誓して置かなければならない。

三一二 建築線指定に對する違警罪の檢證の責を有する職員は、違反者の家屋内に立入り、許可なくして爲したる修繕が堅牢のものなりや否やを検認する爲、家宅搜索を行ふことが出来る。

三三四 調書は、本質的な一般形式を缺いてゐない限り有効である。調書は違警罪の檢證の後、直ちに之を認めなければならぬといふことはない。又、調書作成者自身の手

で全部認め上げることも必要でなく、その署名あるを以つて足りる。調書は輕罪(前出五一参照)及び違警罪の別、情狀、日時、場所の外に、作成者が蒐集することを得たる證據及び徵憑を記述しなければならぬ。作成者の居所の記載は、なくとも別段効力には關係しない。調書作成者が擬すべき條文を擧ぐべき義務を定めた規定はない(一九〇四年五月一〇日参事院)。調書には日附を附せねばならない。

三二五 大交通路に關する調書の作成者は、その官等の如何に拘らず確認手續 *formalité de l'affirmation* を執らなければならぬ。技師、土木工夫監督及び土木工夫主任に付ても同様である。憲兵のみはこの義務を免ぜられてゐる。調書に、調書作成の日より三日内にその確認を爲すべく、然らざるときは之を無効とする旨の規定は何もない(一八八一年二月一日、一八八四年五月四日参事院)。然し確認が調書作成の日附より以前の日附を有するとき、調書は無効となる(一八六四年一月七日参事院)。確認は治安判事若くは補助判事の面前に於ても又、市町村長若くは

助役の面前に於ても之を行ふことが出来る。國務參事院は調書が事實と相違なき旨を作成者に依つて證明されるを以つて足る旨を認めてゐる。確認の調書を調書作成者に讀み聞かせることは必ずしも必要ではない。確認する職員の名は必要でない（一八八三年六月二日參事院）。

三一六 大交道路に關する調書は、反證の擧がる迄一應信憑されるといふに過ぎない（一九〇一年八月五日參事院）。又、犯罪事實に付て作成者が個人的に證人を有し、又は自ら直接に檢證したといふだけのことに過ぎない。作成者自身は犯罪行爲として記載せざるも、作成者の蒐集したる證據によつて陳述された行爲に關しては、調書は單なる參考として認められるのである（一八九六年三月二七日參事院）。作成者自身が現認せず、ただ報告を受けたる事實を記載したる調書は、被疑者が違警罪の犯人たることを自ら認めた場合には、之を判決の基礎とすることを得る。

三一七 大交道路違警罪は、總ての方法に依つて之を證明することが出来る。證人でも差支ない。當事者の自白又

は審理に依つて之を立證することも出来る（一九〇〇年一月一六日參事院）。

第二項 假處分

三一八 取締職員の作成したる調書の移送を受けた郡長は判決のある迄に、違反者に依つて生ぜしめられた損害を停止せしめる爲に必要な假處分を命じることが出来る（大交道路違警罪に關する革命曆第一〇年花月二九日法）。この處分は知事も之を命じることが出来る。

知事又は郡長の命令は裁判行爲ではなくて障礙物の除却又は損傷の修繕に依り道路交通の自由を恢復することを目的とする行政行爲である。この權利を行使するには、急迫の事情が存することを必要とする。道路の新設及び修繕に關する一八一一年一月二日一六日令に依れば、道路を損傷した場合及び、肥料、塵芥その他の物を置いた場合に限定されてゐる。従つて知事及び郡長は例外的場合でなければ、道路上に建築した建築物の取毀を命じることが出来ない。

三一九 知事又は郡長の發したる命令は直に執行力を生

じる。違反者に對して豫め戒告を發することを要しない。

三三〇 假處分を命じた命令に付ては、郡長及び知事の上級官廳たる土木大臣に訴願することが出来る。又、權限超過を理由として國務參事院に出訴することも出来る。

第三項 起訴

三三一 (一) 起訴を爲す資格を有する者

郡長に提出された調書は、郡長より知事に進達される。

知事は公訴權の唯一の所持者であつて、縣參事會に附議すると否とは知事の自由である。

三三二 大交通路に關しては、訴追權は知事の權限に屬し、違反者の爲に損害を蒙つた市町村長又は私人は訴追することを得ない。知事が調書を送達しなかつた違反者は、絶對に訴訟當事者となることなく、從つて之に對しては免訴の言渡をしなければならぬ(一九〇一年二月一三日參事院)。

三三三 (一) 起訴及び判決言渡を受くべき者

大交通路に付ては、制裁が刑事上よりも審ろ財産上の性

質を有するものであるから、處罰は違警罪を構成する有形的行爲の犯人と、犯人が第三者の利益の爲に爲したるときはその第三者との双方に課せられる場合が少くない。この様にして、一七五九年二月一六日參議院令の規定に依れば、羊群が道路を毀損した場合には、羊群の所有者が直接違警罪に付ての責任を有するのである。この場合には羊群見張の任に當つた個人には構はず、所有者のみを起訴することが出来るのである。

反對に一七七五年二月二七日の參議院令は建築線指定に關する違警罪に付ては、建築工事請負人、建築工事管理者石工及び人夫は、單に建築主の命に從つたに過ぎない場合でも、該工事を指圖又は施行したときは、之を起訴することが出来る旨を規定してゐる。特別の規定のないときは、或る者の爲に違警罪が犯されたときはその者を以つて違警罪の直接正犯又は共同正犯と認めるのが普通である。從つて雇傭主又は工場主はその使用人又は職工の爲したる行爲に付運送業者はその運送人の爲したる行爲に付て起訴せら

れるであらう。

三二四 違警罪が全然或る者の利益を圖る爲、その者が何等支配力を有しない他の者に依つて犯された場合に付ては判例はその間に區別を設け、罰金は違犯行爲の有形的犯人に科し、損害の賠償は民法上の責任を有する者に命じることにしてゐる。(1)小作人又は借地人が犯したる違警罪に關して土地所有者、(2)賣主が犯したる違警罪に關して買主、(3)故人の爲したる違警罪に付て相續人に對して同一趣旨の判決が下されてゐる。

三二五 刑は一身上のものであるから、一般に法人に及ぶことを得ないのであるが、判例は縣、市町村、營造物法人、土功組合その他の法人に對して、大交通路の罰金を言渡すことを認めてゐる。

第四項 審理及び判決

三二六 縣參事會の訴訟手續に關する一八八九年七月二二日法に依れば、調書の作成及びその確認の日より十日内に、知事は違犯者に對し、一月の期間内に於て縣參事會に

出頭すべき期日呼出狀と共に、調書並に確認の謄本を送達することが出来る。十日の期間滿了後送達を爲したる事實は、違犯者がこの送達を受領し、且つその防禦方法の提出を懈りたるときは、判決は無効とならぬ(一九〇〇年一月二六日、一九〇一年六月一四日參事院)。之に反して調書を送達せず、出頭の期日を指定せず、防禦方法を提供することを認めずして違犯者を處罰する判決は無効となるであらう(一八九四年八月八日、一八九七年一月二四日參事院)。

三二七 送達及び期日呼出は、行政的方法に依つて行はれる。期日呼出狀は被告に對し、防禦書面を提出せんと欲するときは、送達を受けた日より十四日以内に之を差出すことを要する旨を記載し、且つ審問に於て口頭供述の權利を行使する意思なるときは、その防禦書面の提出と共に、その旨を通知すべきことを促さねばならぬ(一八八九年七月二二日法第一〇條)。送達書及び期日呼出狀を作成する。この書類は縣參事會に提出して登録を受けねばならぬ。調

書の送達は行政的方法に依つて爲すものであるから、その謄本を違反者の手許に置いて來ることは必要でない（一九〇〇年一月二六日參事院）。

三二八 縣參事會は必要あるときは、被告が提出した防禦書類を主務行政廳に告知し、主務行政廳の爲したる回答を被告に告知することを命じる。之等の告知を爲さずして違警罪に關する決定を爲したるときは、手續上の瑕疵を有することとなる（一八九九年六月一六日參事院）。

三二九 大交通路違警罪を提起された縣參事會は、必要と認むる一切の檢認又は審理の方法を採ることが出来る。行政廳の職員の檢認、鑑定、實地檢證、調査等を爲すべきことを命じることが出来る。鑑定は必ずしも必要でない（一九〇四年四月二二日參事院）。

三三〇 一八九九年七月二二日法の特別規定（第四八條）に因り、大交通路に關して縣參事會が爲したる判決には適用した法規を條文通りに記載しなければならぬことになつてゐる（一八九九年五月一九日參事院）。

第五項 防禦方法

三三一 違反者は訴追に對し、種々の防禦方法を提出することが出来る。公訴權の時効消滅を主張することも出来る。大交通路違警罪の公訴權は、犯罪の行はれた日から起算し滿一年後に消滅する（刑事訴訟法第六四〇條）。

三三二 隠庇の違警罪に付ては、時効は調書に依つて檢證した日から始めて進行する。慣行犯及び連續犯に付ては時効は犯罪の終りたる日より進行を開始する。道路に付て爲したる憎奪又は植栽は後者の例に依る。

三三三 一年の短期時効は、縣參事會の決定に依つて中斷される。但し犯罪の日より一年内に之を爲すことを必要とする。右の期間内に縣參事會が鑑定を命じたときと雖も同様である。

三三四 違反者は恩赦に依つて公訴權の消滅したことを主張することも出来る。

三三五 起訴された行爲は、大交通路制度に屬せざる地點に於て行はれたこと、又は自己に所屬する土地に於てそ

の所有權を行使したるに過ぎざる旨を主張して、違警罪の存在を争ふことが出来る。この抗辯は先決問題ではない。

何となれば、公物の區域を確認することは違警罪の裁判機關たる行政裁判所(縣參事會)の權限に屬するからである。

起訴された行爲を爲したる地點が公物に編入されてゐると認められる場合には、公共用工作物を設置した土地が成規の手續に依つて徵收されてゐないといふことは問題ではない。この場合には、違犯者の所有權は補償の請求權と變ずるからである。

三三六 公物の區域の調査に關する行政裁判所の權限はこの區域が區域認定 *delimitation* なる行政行爲に依つて決定されたと否とに拘らず、總ての場合に存在する。建築線計畫の存しない場合には、交付された個別的建築線指定書が實際の境界に一致するや否やを檢認することが出来る(一九〇三年二月二七日參事院)。尙、行政裁判所に依つて言渡された判決は、違反者が通常裁判所に依りてその所有權を確認せられ、所有權剝奪の補償請求權を承認されることを

妨げるものではない。

三三七 違犯者が、その不動産に對し自己が爲したる工事の堅牢性を争ふ場合に於ても、行政裁判所は堅牢性を判斷する權限をも有してゐるから、本問題の解決の爲事件を行政廳に移送する必要はない。

三三八 違反者が行政廳の許可を受けてゐる旨を申立てた場合に於て、この許可の範圍を超えず且つ許可が主務行政廳の交付した適法のものなるときは、調書の費用を免除されねばならぬ。行政廳の職員が交付した錯誤のある建築線指定を遵守して建築した私人は、その善意なるにも拘らず訴追を受くべき旨の判決がある。行政廳の許容は違警罪の抗辯として之を援用することを得ない。

三三九 違警罪の有形的事實に争がない場合に於ては犯人はその善意を主張することに依つて罪を免れることを得ない。この點に於ては犯意は違警罪の不可缺の要素ではない。刑事被告人の過失又は不知も免訴の理由とはならぬ。

三四〇 違反者は公物に生ぜしめた損害の不存在、交通

に對する障碍の不存在、起訴された工事の輕微、行爲の期間の短少をも主張することを得ない。

三四一 違警罪が不可抗力の場合の結果であるときは、犯人に對して免訴の言渡をしなければならぬ。然し判例に依ると、この抗辯が認められる爲には、極めてむづかしい條件を必要とする。殆ど一切の行動の自由及び犯人の有形的行爲の發意を抑制する程度の不可抗力に直面した場合でなければならぬ。暴風雨の爲に港灣の工作物に打ち上げられた船舶に付て不可抗力を認められたことがあるが、馬が暴れ出した爲又は自動車の車輪が外れた爲に道路の工作物又は並木に生ぜしめた損傷に付ては、不可抗力を認め得ないであらう。

第六項 罰則

三四二 交通路違警罪全體に適用すべき普通法の罰則を定めた一般的條文は存在しない。他方に於て、縣參事會には違警罪の種類如何を問はず、刑法に定められた刑を適用する權限は絶對に存しない。特定の大交通路違警罪には

罰金を科することを得ない。舊政體當時の法規がこの種の制裁を規定せざるものに付ても同様である。

三四三 舊政體當時の法規に依つて規定された罰金は、自由認定のものもあり又法定のものもある。後者は非常に高額のものが少くなかつた（百リール、三百リール、五百リール乃至千リール）。大交通路の取締に關する一八四二年三月二三日法は縣參事會に對し、犯罪の輕重の程度又は情狀を酌量して、十六フランを降らざる範圍内に於て、罰金を二十分の一まで減輕する權能を附與した。自由認定の罰金に付ては、縣參事會は十六フラン以上三百フラン以下の罰金を適用することが出来る。國務參事院の組織變更に關する一八七二年五月二四日法以來、國務參事院は罰金の額の輕減に付ては縣參事會の如き權限を有せざることとなつた。

三四四 罰金の徴收は收稅官吏に委任されてゐる。徴收した罰金の百分の二十は國庫に收納せられ、百分の八十は兒童救護及び救護所の費用に充當する爲、市町村に交付さ

れる（一八九〇年二月二十六日法律第一一條）。

三四五 縣參事會は純然たる金錢上の刑しか言渡すことを得ない。適用すべき法律の規定に依れば、違警罪が例へば拘留の如き體刑に該當する場合に於ては、縣參事會はこの規定を適用することを得ないであらう。舊政體當時の數多の法規に規定されてゐる沒收 confiscation は現在の刑事法制の原理と兩立し得ないものであるから、之も亦適用することは出来ない。

三四六 刑の併科を禁止する法規は、大交通路の法規に依りて言渡す罰金に付ては、之を適用することを得ない。その結果、重複した違警罪を理由として科する罰金は、二個の違警罪が同一の爲同時に發生したときと雖も、區別して之を適用しなければならぬ。違警罪が發生する毎に、それと同數の罰金を言渡さなければならぬ。

三四七 縣參事會は道路に與へた損傷の修繕を犯人に言渡すことも出来る。之即ち公物の非讓渡性の結果である。従つて法律が罰金を規定したと否とを問はず、又恩赦があ

つた場合と雖も、この言渡を爲すことが出来るのである。

三四八 僭奪した土地は、總て侵害當時の原狀に回復しなければならぬ。建築線を蠶食し、建築線上に突出した建物に堅牢工事を施行し、許可なくして公物上に突出部その他の工作物を築設し、家屋の高さ又は建築材料の種類に關する規定に違反した場合には、縣參事會は之等の工事の除却を命じなければならぬ。許可の趣旨に反して爲したる工事に付ても同様である。

三四九 之に反して、沿道者が建築又は修繕の許可を申請する義務を懈つたに過ぎずして、別段公物に對する僭奪を爲したるにあらざる場合には、縣參事會は罰金の言渡のみに止まらなければならぬ。その工事の取毀を命ずること出来ない場合、又は無許可の工事が交通路地役を除かれた不動産に對して施行された場合も同様である。縣參事會は修繕工事の施行の爲違犯者に猶餘期間を與へる事が出来る。

三五〇 縣參事會は生じたる損害の修繕を言渡すことが

出来るが、將來の爲に損害防止の用に供すべき工作物の設置を命ずることは出来ない（一八九八年一月一八日參事院。他面に於て、この修繕は専ら公物に與へられたる損害を代承すべきものであつて、所有者たる國に生じ得べかりし損害を代承すべきものではない。故に、道路から竈用の土を採つた爲に私人が有罪の判決を受けた場合に、縣參事會は違警罪の裁判機關として、穴の埋没に要する費用を支拂ふべき旨を犯人に言渡すことは出来るが、採つた土の産業的價値の代價を返還すべき旨の言渡を爲すことを得ない（一九〇〇年八月三日參事院。)

三五二 大交通路違警罪に關しては、縣參事會は調査の印紙税、登録税、罰金の徴收その他訴訟費用の支拂を被告に言渡さねばならぬ。適用すべき法規が罰金刑を規定せず、且つ公物に何等の損害を生ぜざりし場合には、訴訟費用の支拂のみを言渡すことが出来る。

第七項 上訴

三五二 大交通路違警罪に關する縣參事會の判決に對し

ては、有罪判決の場合は違犯者、免訴の場合は土木大臣は國務參事院に上訴することを得る。

三五三 上訴期間は二月であつて、對審判決の場合は犯人に對する判決書送達の日より、闕席判決の場合は抗告期間満了の日より起算する。行政廳に對しては、この期間は判決の當日より進行する。

三五四 上訴は國務參事院事務局、又は縣廳若くは郡役所に之を提出することが出来る。當事者より要求あるときはその受領證を交付する（縣參事會の訴訟手續に關する一八八九年七月二二日法）

三五五 上訴は確定停止の効力を有しない。然し國務參事院は判決の執行の中止を命じることが出来る。

第三款 小交通路違警罪の訴追

第一項 檢證及び調査

三五六 小交通路違警罪は刑事訴訟法（第一一條及び第一六條）に依り、普通の違警罪を捜査し、その調査を作成する資格を有する總ての職員、即ち市町村長、助役、警察

官、田園看守、憲兵が之を検證する。道路吏員も調書を作成することを得るが、市町村道に於て行はれた違警罪のみに限られ、その権限は里道又は市街地道路には及ばない。

土木工主任は運送取締法規の違反に付て聽取書を作成する資格しか持つてゐない（運送の取締に關する一八五一年五月三〇日法）。市町村道に關する違警罪に關しては道路吏員のみが檢證することを得る（一八九九年一月八日參事院）。巡查は調書を作成する何等の資格をも有してゐない。以上各種の職員は、豫め宣誓して置かなければならない。道路吏員の宣誓は、道路吏員がその職務を執行する郡の第一審裁判所に於て之を爲さねばならぬ。

三五七 調書作成者は、特定の工事が建築線に關する諸法規に違反して施行せられたものに非ざるや否やを檢證する爲、警察官立會の下に家宅搜索を爲すことが出来る。

三五八 小交通路の調書に付ては特別の形式はない。一般に、その作成の時から二十四時間内に確認を受くることを要する（一八七〇年一月二十六日訓令）但し道路吏員及び

憲兵は市町村道に於て行はれた違警罪に付ては、確認手續を免除される（一八八四年八月一日參事院）。調書は印紙を貼付し、その作成の日より四日以内に之を登録しなければならぬ（一八七〇年訓令）。

三九〇 小交通路に關しては、調書又は報告書は警察官又は、違警罪裁判所に於て檢事の職務を擔任する市町村長に提出される。市町村道の犯罪を檢證した書類は、輕罪なるや又は違警罪なるやに依つて、檢事又は、違警罪裁判所に於て檢事の職務を擔任する職員に移送される。市町村道に對する僭奪を檢證した書類は、知事に移送せられ、行政的方法に依つて違犯者に送達される。

三六〇 總て調書は、反證ある迄一應信憑されるに過ぎない。尙、取締職員に依つて檢證されたる有形的事實として信憑されるのであつて、作成者の判斷として信憑されるのではない。故に、田園看守の調書の中に或る道路が公道なりと記載されてゐても、之を證據とする譯にはゆかない（一八九四年八月三日破毀院刑事部）。調書の外に、違警罪

は證人、違犯者の自白又は審理に依つて之を證明することが出来る。

第二項 假處分

三六一 起訴前及び訴訟の本案に對する決定に至らざる前に、市町村長及び知事は、一般の通行を可能ならしめる爲に假處分を爲し、殊に交通に對する障礙物の取除、破壊を假に命じる權能を有してゐる。市町村の組織に關する一八八四年四月五日法（第九七條）は、道路に於ける通行の利便に關する一切の事項を、市町村行政廳の注意に委ねてゐる。

三六二 一八七〇年一月二六日規則第二〇三條の規定に依れば、市町村道の交通が或る工作物に依つて阻止されるに至つた場合は、市町村長が緊急の措置を執ることになつてゐる。従つて、單なる行政的催告の後、職權を以つて所有者の費用及び危險に於て該工作物を取毀ち、現場を舊の狀態に復せしめられるであらう。

三六三 認定里道に付ては、一八八三年一月三日規則第

一〇五條は、交通の復舊に必要な假處分を命じる權能を市町村長に附與してゐる。之に反して、認定せられてゐない里道に付ては、之は取得時効に罹り又沿道者側から占有の訴を起すことが出来るものであるから、判例は市町村長の假處分權を否認してゐる。假處分を命じる決定に對しては、上級廳に訴願し、又は權限超過を理由として國務參事院に行政訴訟を提起することが出来る。

第三項 訴 追

三六四 小交通路違警罪に關する公訴權は、違警罪裁判所に於て檢事の職務を行ふ職員に依つて執行される。

三五五 建築線に對する違警罪は原則として土地所有者を訴追する。建築を爲したる者が借地人たること明かなる場合は、行政廳の選擇に依り土地所有者又は借地人を起訴することが出来るであらう。借地人が無許可で工事を行つた場合と雖も、土地所有者は刑事上の責任を免れることを得ないのである（一八九六年二月一日破毀院刑事部）。

三六六 建築線指定書を取得せず、市町村規則に依つて

定められた禁止を犯して、建築を爲したる建築工事請負人及び石工は、土地所有者自身と同様に自らも罰金を受けなければならぬ。單に設計圖を提供し又は助言を與へたに過ぎない場合、又は行政廳の指圖に依つて行つたに過ぎない場合には、工事請負人及び人夫の責任は無くなるであらう。

第四項 防禦方法

三六七 小交通路違警罪は善意、過失又は犯意の不存在を理由として罪を免れることを得ない。違警罪に付ては、行政廳の黙認又は許可を主張することは出来ない。損害の不存在又はその程度の輕微は抗辯とならない。

三六八 不可抗力は一切の責任を免除する。必要なくして、即ち故なくして公道の僭奪又は妨害したることに因つて生ずる違警罪は殊にさうである。

この必要性の抗辯は、偶發的事實又は不可抗力の結果たることを要し、自己の産業の實行を容易ならしむる爲の被害の單なる便宜ではいけない（一九〇〇年二月二四日破毀院刑事部）。

三六九 違犯者が用ゆることを得る防禦方法の中、先決問題を構成し得るものがある。違警罪が行はれたる道路に公共的性質を賦與した行政上の一切の書類が無いときは、之を搜索し、この道路が公道なりや私道なりやを宣言することは、治安判事の權限に屬する事項である。之に反して編入行爲が問題となり、その意義又は適法性に付て争がある場合には、行政廳がこの行爲に付て解釋を下し、又はその適法なることを宣言する迄、治安判事は決定を中止しなければならぬ。

三七〇 許可なくして道路上に建築物を建築した土地所有者が、建築線上に建てたりや否や（一八九五年一月二五日破毀院刑事部）、土地所有者が自己に交付せられたる建築線の指定に依つたか又は違背したか、施行した工事が堅牢のものであるか否かを判断する問題も、行政廳の權限に屬するものである。

三七一 違犯者は時效を援用することが出来る。小交通路に關しては、公訴權は違警罪の行はれた日より起算して

一年を經過すれば、時效に依つて消滅する。許可なくして道路に材料を置き又は建築物を建築したことに因る違警罪は、この例に依るのである。消滅時効は公の秩序に關するものであるから、治安判事は職權を以つて之を適用しななければならぬ。

第五項 罰則

三七二 小交通路違警罪に適用すべき罰則は、刑法に明文を以つて定められてゐる。刑法は舊政體當時の規則を廢止してゐる。

三七三 故なくして道路の妨害をなし、小交通路に關する命令又は規則に違反し、行政廳が適法に制定したる規則又は命令に違反したる違警罪は、一フラン以上五フラン以下の罰金に處せられる（刑法第四七一條第四號乃至第一五號）。道路を損傷又は僭奪し、許可なくして道路の芝草、土石を採取したる違警罪は、十一フラン以上十五フラン以下の罰金に處せられる。建築線に關する違警罪は、僭奪を伴ふ場合は十一フラン以上十五フラン以下の罰金、然らざる

場合は一フラン以上五フラン以下の罰金に處せらる（刑法第四七九條第一一號）。

三七四 小交通路に關する罰金は、收税官吏が之を徵收する。

三七五 累犯の場合に於ては、小交通路違警罪は、故なくして道路の妨害を爲したる場合及び小交通路に關する規定又は命令に違反したる場合は、一日以上三日以下の拘留に處せられ、損傷又は僭奪したる場合及び許可なくして芝草を採取したる場合は、五日の拘留に處せられる。現在は沒收を言渡すことは出来ない。

三七六 裁判所が違犯者の爲酌量減輕すべき情狀ありと認むるときは、刑法第四七一條（一フラン以上五フラン以下）及び第五七九條（十一フラン以上十五フラン以下）に定むる最低額以下の額に罰金を減輕し、累犯の場合には拘留を一日迄に減輕し又は罰金のみを言渡すことが出来る。刑は併科することを妨げない。

三七七 刑事訴訟に附帶して、工事の取毀及び僭用土地

の返還等の民事上の賠償を決定することは、治安裁判所の権限に屬してゐる。市町村長は檢事と共同して、工事の取除又は土地の原狀回復を請求する爲、訴訟に参加することが出来るであらう。

三七八 損傷に關する民事上の損害賠償の訴權は、違警罪の犯された日から起算し、滿一年を経過することに依つて消滅する。然し公物に對する僭奪又は掠取、僭奪された土地の取戻は、何時にても之を請求することが出来る。

三七九 小交通路に關しては、市街道路の上に、又は之に近接して不法に爲したる工事は、成規の認可を経た建築線計畫に違反したるものなるときに限り、その取除を命じることが出来る（一八九四年七月一三日及び二一日破毀院刑事部）。

三八〇 法律及び規則に違反して建築した建築物の取除は、公訴權の必然的結果であつて、檢事が民事上の責任を有する者に對して之を要求する場合は、別段之を民事裁判所に請求する必要はない。審理が未だ終結せず、且つ公訴

權が期間を徒過せざる限り、治安判事に之を申立てることが出来るのである。

第六項 上訴及び強制手續

三八一 普通法（刑事訴訟法第一七二條）の定むる所に従ひ、拘留を言渡す場合、又は罰金、原狀回復その他の民事上の賠償が五フランの額を越ゆる場合（訴訟費用を含まず）には、判決に對して控訴することが出来る。五フラン以下の罰金しか言渡さない判決に對しては、破毀の申立てを爲すことを得るのみであらう。但し取毀を命ぜられた場合には、常に控訴することが出来る。控訴は輕罪裁判所（前田五一參照）に提起される。

三八二 裁判所が違犯者に對し施行したる工事の取除を言渡した場合には、判決を執行する前に豫め督促すること必要とする。取毀を行はないときは、それぞれ場合に應じて、知事又は市町村長が職權を以つて取毀を爲さしめ、罰金の徴收と同一の方法に依つて、その費用を違犯者より徴收する。

第四款 市町村道の僭奪に關する特例

三八三 市町村道に對する特別の除外例として、公訴權に附帶して、民事上の賠償の判定に關する違警罪裁判所の權能は、市町村道に對する僭奪に關しては存在しないのである。刑を適用する權限を有する裁判機關は、僭用した土地の返還を命ずる權限を有する裁判機關ではない。縣參事會のみが後者の言渡を爲す資格を有してゐるのである。この權限の分離は權限爭議裁判所に依つて確認されたものである（一八五〇年一月七日）。

尙、縣參事會の權限は、單なる損傷に付て請求された損害賠償を決定する點には及ばない（一八九一年三月六日參事院 一八八〇年二月一四日破毀院刑事部）。

三八四 縣參事會は、沿道者が市町村道の土地を僭奪したるや否やの判定に付ては、違警罪の調書の中に聽取のある場合の外は權限を有しない。

訴追は、僭奪の行はれた市町村道の屬する種類に依つて（即ち普通市町村道の場合と、大交通市町村道及び共通市

町村道の場合とに依つて）、市町村長又は知事が之を行ふ。

三八五 行政の實際に於ては、縣參事會が違警罪の存在を認め、僭用土地の占有回復を命じた後でなければ、刑の適用の爲違警罪裁判所に起訴しないことになつてゐる。然しいきなり違警罪裁判所に起訴された場合と雖も、違警罪裁判所は別段訴訟を中止しなければならぬといふ義務はない。その裁判權は縣參事會のそれとは全然別個の獨立したものである。

三八六 縣參事會に提出された事件は、大交通路違警罪と同一の方法に於て審理される。

三八七 違犯者に對する調書の送達には、返還命令を添附する。侵奪者が返還すれば、縣參事會に對する訴權は最早目的を有しないことになる。然し、違犯者は違警罪裁判所に起訴せられない様になるといふ譯ではない。もし八日の期間滿了前に命ぜられた返還を爲さざるときは、最初作成された調書の中にこの情狀を記載し、縣參事會の決定を受ける爲に直に知事に移送される。——第六節完